

○香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の抜粋【第9条～第12条（保証金関係）】

（保証金の納付）

第9条 契約当事者は、競争入札に加わろうとする者に対しては入札前に入札保証金を、契約の相手方に対しては契約を締結する前に契約保証金をそれぞれ納付書（入札当日に納付される入札保証金にあっては、入札保証金等納付書）により納付させなければならない。

2 前項の入札保証金及び契約保証金の額は、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

（1） 入札保証金 契約しようとする金額の100分の5以上

（2） 契約保証金 契約金額の100分の10以上

3 契約当事者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金を増減しなければならない。

4 入札保証金及び契約保証金には、利子を付さないものとする。

（保証金に代える担保）

第10条 契約当事者は、次に掲げる有価証券等を入札保証金又は契約保証金に代わる担保として徴することができる。この場合において、定期預金証書については、金融機関の質入れ又は譲渡に関する承諾書を添付させなければならない。

（1） 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したもの、政府保証債又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

（2） 契約当事者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

（3） 定期預金証書

2 前項に規定する担保の価値は、その額面金額とする。ただし、同項第1号に掲げる有価証券にあっては、額面金額の10分の8に相当する金額とする。

3 第1項に規定する担保としての有価証券の納付は、保管有価証券納付書（入札保証金に代わる担保としての有価証券で入札当日に納付されるもの）にあっては、入札保証金等納付書）によらなければならない。

（保証金の還付）

第11条 入札保証金は落札決定後に、契約保証金は債務の履行の検査終了後にそれぞれ還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(保証金の減免)

第12条 契約担当者は、次に定めるところによりその保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札保証金の場合

ア 競争入札に参加する者が保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札の場合において、入札に参加する者が国（独立行政法人を含む。次号イにおいて同じ。）又は地方公共団体と過去において種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 指名競争入札の場合において、入札に参加する者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金の場合

ア 契約の相手方が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 一般競争入札の方法による契約を締結する場合において、契約の相手方が国又は地方公共団体と過去において種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 法令の規定に基づいて延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

エ 財産を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されたとき。

オ 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。